

細 則 インドアテニスアカデミー—浜松

第1項 [入会金]

別紙募集要項を参照のこと

第2項 [施設利用料金]

- (1)月会費は原則として指定の金融機関から指定日に自動引き落としとさせていただきます。
やむを得ない事由により現金払いとする場合は月末までに翌月分を徴収させていただきます。
- (2)会員はそれぞれの資格に応じて本クラブの定めた諸料金を負担していただきます。
- (3)経済情勢の変動、その他アカデミーの運営上必要と認められた時は入会金、会費、スクール料を改正させていただきます場合があります。

第3項 [会員種別の変更]

会員種別の変更は1度のみ認めます。但しアウトドア会員からインドア会員へ変更する場合は入会金の差額を支払っていただきますが、逆の場合の差額は返還いたしません。

第4項 [休会]

原則として認めませんが、やむを得ない事由により休会する場合は月会費の1/4にあたる金額を毎月納めることにより、会員資格を留保します。但し前月の15日までに申し出てください。

第5項 [退会]

会員が退会する場合、原則として月末にて退会とし、同月15日までに所定の手続きを行う。

第6項 [スクール]

会員は別に定める料金にて利用することができます。

第7項 [変更事項]

会員は住所又は連絡先等、入会申込書記載事項の変更のあった場合には速やかに届け出て下さい。

第8項 [責任事項]

会員は同伴又は紹介したビジターの本アカデミー内に於ける行為及び支払等一切については連帯して、その責任を負っていただきます。

第9項 [会員証]

- (1)本アカデミーに入会した方には会員証を交付いたします。
コート利用の際はこの会員証を受付に提出してください。
- (2)会員が会員証を紛失した場合は直ちに本アカデミーに対して失効手続きを行い、これを怠りアカデミーに損害を与えた場合は会員の責に帰するものとします。

第10項 [ウエアー・シューズの指定]

本アカデミーではテニスウエアーもしくはスポーツウエアーを着用し、コート保護のため本クラブ指定のテニスシューズをお履き下さい。

[附 則]

本会則及び細則に定めない事項で本クラブの運営に必要な事項は本アカデミーの運営組織においてこれを定める。

個人情報について

本アカデミーにおける個人情報の取得は本アカデミーで提供するサービスの充実ならびに円滑な運営を目的とし、その目的の達成に必要な範囲内で行います。

本アカデミーでは次のいずれかに該当する場合を除き、個人情報を第三者に開示・提供いたしません。

- ご本人の同意がある場合。
- 人の生命・身体又は財産の保護のために必要な場合であって、緊急を要するなど、ご本人の同意を得ることが困難である場合。
- 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合。
- 事業の承継に伴って個人情報を提供する場合。
- その他法令等に基づき第三者に対する開示または提供が許される場合